

第121回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和4年8月29日(月)

開催場所：大阪府咲洲庁舎 23 階中会議室

案 件	審議結果等
(仮称)花園中央公園北側エリア新築計画 (東大阪市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
ダイエー江坂公園前店(吹田市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
ホームセンターコーナン大東新田店(大東 市) 【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。